

## 区域外就学基準

学校教育法施行令第9条に基づく区域外就学の基準を次のように定める。

|   | 種 類    | 変 更 取 扱 い 事 項   | 提出書類  | 変更期限           |
|---|--------|---|---|----------------|
| ① | 転出     | 転出し通学や安全性が確認できる場合。<br>(小学校卒業後、中学校の就学については住民登録地の中学校とする。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域外就学申請書</li> <li>・ 転出が証明できるもの</li> </ul>                              | 学期末、学年末、卒業するまで |
| ② | 転入予定   | 住宅の新築・改築、その他の理由による転入予定のため、短期間校区外から通学をする場合。              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域外就学申請書</li> <li>・ 新築、改築、転入等予定を証明できる書類の写し</li> </ul>                  | 転入するまでの期間      |
| ③ | 教育上の配慮 | 家庭の事情等により居住地が住民登録と異なる場合。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域外就学申請書</li> <li>・ 居住地の証明ができるもの</li> <li>・ 教育委員会が特に必要とする書類</li> </ul> | 事由が解消するまで      |
| ④ | その他    | ①～③以外で教育委員会が区域外就学の必要性があると認める事由がある場合。                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域外就学申請書</li> <li>・ 教育委員会が特に必要とする書類</li> </ul>                         |                |